

市水道事業中期経営計画（後期計画）の平成 29 年度における達成状況を公表します

◎問い合わせ
水道部経営課（胆沢総合支所・内線 310）

水道事業では、古い水道管の更新や水圧を適正にするなどの漏水対策により、有収率が計画値を上回り、改善の傾向にあります。また、営業収支比率は、収益性の低い簡易水道事業を水道事業へ統合したことにより低下傾向にありますが、計画値を若干上回りました。

簡易水道事業では、水道事業への統合が進み 29 年度は前年度と同様に前沢地域の生母簡易水道のみの数値となっています。有収率は漏水対策の実施に伴

いやや改善しましたが、漏水調査の委託や漏水による市道損壊に伴う復旧工事などにより相対的に費用が増加し、営業収支比率は低下しました。

30 年度は前沢地域の生母簡易水道も水道事業に統合し、全ての簡易水道事業の統合が完了しました。今後は新たな第 2 次奥州市水道事業中期経営計画(30 年度～34 年度)に沿い計画達成状況の評価を行っていきます。

■表 市水道事業中期経営計画の達成状況（単位：％）

会計	指標（数値目標）	区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
水道事業	有収率 ※ 1	計画	77.27	76.94	75.36	75.16	75.46
		実績	77.99	76.14	76.46	77.24	76.46
	営業収支比率 ※ 2	計画	110.79	103.50	105.94	93.31	90.27
		実績	116.29	111.62	101.31	91.07	90.68
簡易水道事業 ※ 3	有収率	計画	65.03	65.47	71.60	65.55	66.42
		実績	65.17	65.65	73.89	54.15	55.89
	営業収支比率	計画	109.48	72.92	82.28	128.87	149.78
		実績	113.01	86.33	90.64	62.67	47.69

※ 1 有収率…総配水量に対して料金収入があった水量の割合

※ 2 営業収支比率…営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す数値

※ 3 簡易水道事業…計画給水人口が 101 人から 5,000 人以下の水道事業市では、26 年度に水沢地域、27 年度に江刺地域、28 年度に胆沢地域及び衣川地域、30 年度に前沢地域の簡易水道事業を水道事業へ統合

胆沢ダム周辺市道の冬期通行止めのお知らせ

◎問い合わせ
本庁維持管理課管理係（内線 512）

国道 397 号（尿前～平七沢）の通行止めに合わせて、栗駒焼石ほっとラインなど胆沢ダム周辺の市道の通行止めを行っています。これに伴い、馬留広場、奥州湖眺望台、石刈広場、おろせ広場も冬期間は閉鎖します。

解除の時期は、市ホームページなどでお知らせします。

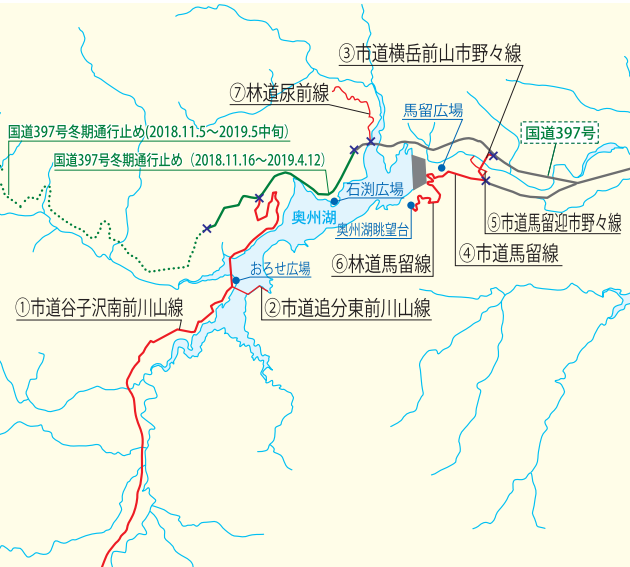
■通行止め期間 2019 年 4 月下旬ごろまで（雪解けの状況により前後する場合あり）

■通行止め路線（路線位置は右図参照）

▶市道…①谷子沢 南 前川山線（栗駒焼石ほっとライン）、②追分 東 前川山線、③横岳前山市野々線、④馬留線、⑤馬留 迎 市野々線

▶林道…⑥馬留線、⑦尿前線

【冬季通行止め路線図】



償却資産の申告はお早めに

◎問い合わせ・連絡先
本庁税務課家屋係（内線 357）

事業を営む企業や個人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、その資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる人には、12 月中旬までに申告用紙などを送付しますので、必要事項を記入し、期限までに提出してください。なお、新たに申告する人や申告用紙が届かない人はご連絡ください。

■提出期限 31 年 1 月 31 日 日 日

■申告受け付け会場と日時

会場	日時	
本庁税務課家屋係	随時、受け付けます	
江刺総合支所 市民環境課窓口	31 年 1 月 10 日 日 日	午前 9 時～ 午後 4 時
前沢総合支所 市民環境課窓口	31 年 1 月 11 日 日 日	
胆沢総合支所 市民環境課窓口	31 年 1 月 9 日 日 日	
衣川総合支所 市民環境課窓口	31 年 1 月 8 日 日 日	午前 9 時～ 正午

※各総合支所では、上記以外の開庁日も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

家屋の取り壊しや未登記家屋を取得した際は連絡を

家屋の固定資産税は、1 月 1 日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。



小型特殊自動車（農耕用・その他）は軽自動車税の申告を

◎問い合わせ
本庁税務課市民税係（内線 338）

乗用装置がある小型特殊自動車は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の申告が必要です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。乗用装置がある小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

■対象

- ①農耕用…農耕トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など
※乗用装置があり、最高速度が時速 35km 未満のもの
- ②その他…フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなど
※乗用装置があり、最高速度が時速 15km 以下、車両の長さ 4.7m 以下、車両の幅 1.7m 以下、車両の高さ 2.8m 以下の全てを満たすもの

①と②に該当しない車両のうち、事業用として所有するものは、固定資産税（償却資産）の申告が必要です

■税額（年額）

- ①農耕用 2,000 円
 - ②その他 5,900 円
- ※毎年 4 月 1 日現在の所有者に対して課税

■申告に必要なもの

- ◎販売店から購入した場合
所有者・使用者の印鑑、販売証明書（販売店の押印、車台番号、車名の記載があるもの）
- ◎販売店からの購入以外の場合
譲り受けなどの場合は、本庁税務課市民税係までお問い合わせください

■申告窓口

本庁税務課市民税係または各総合支所市民環境課

